

# 香南市立野市小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（令和3年4月30日改正）

はじめに

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらに、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校では、香南市の目指す子ども像「愛あふれ 明日を拓く 香南っ子！」を受け、「笑顔と『ありがとう』があふれる学校」を学校教育目標に掲げ、一人一人の児童の学力保証と安心して過ごせる学校づくりを第一義として全教職員で取り組んでいる。

そのことを踏まえ、いじめは断じて許さないという強い決意をもって、ここに野市小学校の基本理念を定め、責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし基本方針を定める。

## 1 基本方針の目的

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校に於いていじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第13条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 2 いじめの定義といじめに対する基本認識

### いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考えのもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の方策に取り組む。

- ① いじめを「しない・させない・許さない」の視点から、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、全教職員による見取り等の様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく家庭・地域・関係機関・専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校・家庭・地域・関係機関が協力して事後指導にあたる。

## 3 いじめ未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる心情・雰囲気づくりに学校全体で取り組む。家庭地域への情報発信により、校外（休日・放課後）での児童のようすにもアンテナを張る。

さらに教師は、分かりやすい授業づくり、指導方法工夫改善に努め、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め自尊感情を育むことに努める。

道徳の時間をはじめ全教科等において、「命・仲間とともに」の大切さを身に付けさせ「いじめや

差別は、絶対に許されない。許さない。」という認識を児童がもてるよう全教育活動で取り組む。そして、「見て見ぬふり、知らん顔」をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを知らしめる。

(1) 「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」ために。

- 全校活動、ペア学年活動の充実（遠足・各集会・清掃活動等）
- あいさつ運動・週間、勤労生産活動の実施
- いじめアンケート・学校生活アンケートの実施・Q-Uの実施

(2) 自己有用感を高め、自尊・他尊感情を育むために。

① 一人一人が活躍できる学習活動の実施

本校研究テーマ「みんなでよりよい学級・学校をつくる児童の育成～伝える力・関わる力を伸ばす実践を通して～」を主眼として授業や学校生活の中で自尊感情・規範意識・コミュニケーション能力の育成を目指して以下の教育活動を推進する。

- ・ 保幼小連携をはじめとする異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える特別活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める授業改善と学習活動の充実
- ・ 全校体制で行う予防的・開発的生徒指導の研究推進

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニング等を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づかせ、そのような集団のなかに、認められる自分が存在するを感じさせる。そうすることで、自尊・他尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③ 安心して自分を表現できる教育活動の実施

教育活動全般における活用・表現に関する項目や内容を明らかにし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動の実施

友だちや先生と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな感性の育成と相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。学校行事等全教科等における道徳教育・人権教育の視点を大切に教育活動・体験活動の推進を行う。

#### 4 いじめの早期発見・早期解決に向けて

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア すべての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていく。

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ① 欠席、遅刻が増えた。        | ② 一人だけ遅れて教室に入ってくる。 |
| ③ 仲良しでないものとトイレに行く。  | ④ 給食で好きなものを友達に譲る。  |
| ⑤ 下校時に友達のを荷物を持って帰る。 | ⑥ 言葉遣いが荒れた感じになる。   |
| ⑦ 衣服が汚れている。         | ⑧ 用もないのに放課後残っている。  |
| ⑨ 高価なものを持っている。      |                    |

初期サインに気付く

イ 「いじめアンケート」を年間2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し「いじめ0の学校」を目指す。

ウ 異変を感じた児童がいる場合には、職員会（臨時）や緊急対応会議の場で、状況を共有し、より大勢の目で該当児童を見守る。

エ 各アンケートによる実態調査と事後指導により実践的な態度・生活習慣・仲間づくりに努める。

(2) いじめの早期解消に向けて全教職員一致団結してあたる。

ア いじめ問題を発見した場合担任だけでなく、学校長をはじめすべての教職員

が対応を協議し、役割を分担しあい問題の解決にあたる。

#### イ 情報収集と配慮事項

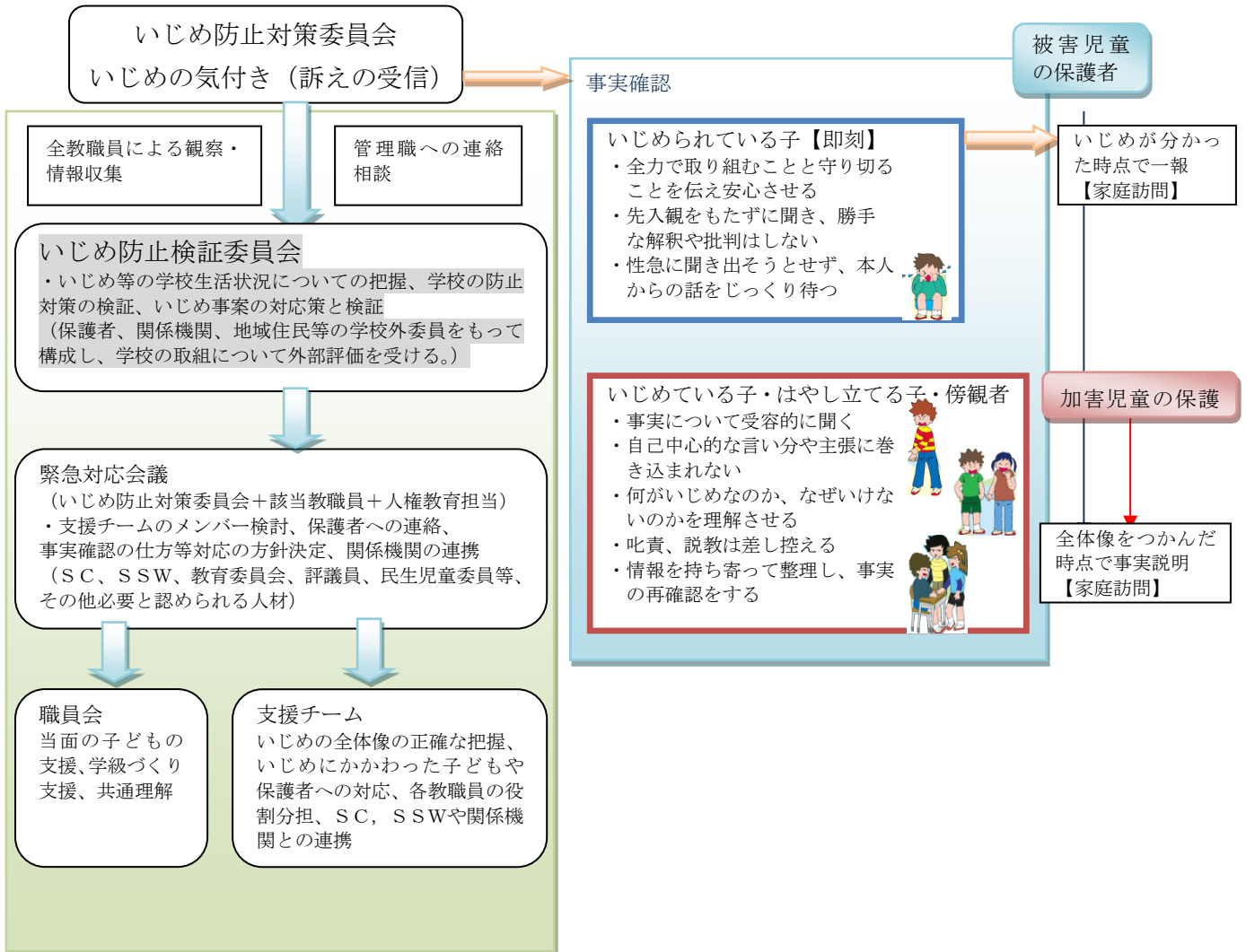
これまでの記録、被害児童、加害児童、他の児童からの情報、保護者・関係者からの情報  
被害児童への聴取…全力で取り組むこと、守りきることを伝え、安心感をもたせる。  
加害児童への聴取…事実について受容的に聞く。

いじめている「個人」を否定するのではなく、いじめの「行為」を問題にする。

ウ 家庭・地域・教育委員会・各種団体・専門家と協力体制のもと解決にあたる。

### 4 基本的な流れ・組織

#### (1) 学校内の流れ・組織



ア いじめ防止対策委員会…現行の生徒指導部会及び校内支援会(毎月1回開催)をもって充てる。

イ いじめ防止検証委員会…学校評議員会委員を委員として充て、学期ごとに開催する。

ウ 緊急対応会議…校長、教頭、生徒指導担当、該当職員、S C、S S W、P T A会長、香南警察署、教育委員会、学校評議員、民生児童委員(地区民生委員代表)他

エ 各会議、チーム…上記にあるメンバーに必要と認められる人材を含め迅速に招集・開催する。

### 5 指導と継続支援

#### (1) いじめられている児童

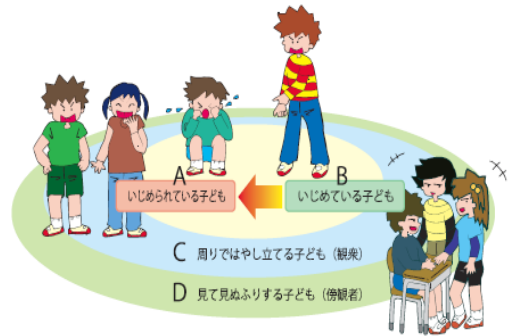
- ・いじめられている子どもを守り通すため、緊急避難として別室登校など保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・心の回復状況など場合によっては専門機関・関係機関を紹介する。

(2) いじめている児童

- ・十分な指導にもかかわらず、いじめが継続される場合には、保護者に理解を求めながら、出席停止等の対応も視野に入れる。

(3) 継続支援

- ・関わった子に学級で自己肯定観を育むよう努める。
- ・いじめられている子どもに対しては、友だちの前での声掛けに十分配慮する。  
(いじめがさらに陰湿化、潜在化する可能性がある)



6 家庭や地域、関係機関と連携した取組

緊急な事態が発生した場合、その場で適切な処置をとるとともに、教頭に報告する。また、状況によって緊急対応会議を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し校長の指示により支援体制をつくり対処する。(緊急を要する場合には、直接校長に報告する)

家庭地域への情報発信と協力要請を行う。